

議案第1号

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正につ
いて

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を別
紙のとおり定める。

令和8年1月23日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育委員会事務部局に勤務する職員をもって充てる職のうち、現在及び今後において不要と見込まれる職を整理するため、本規則について所要の改正を行うことについて提案するものである。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (案)

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和50年京田辺市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号を削り、第32号を第30号とし、第33号から第38号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(職員の職)</p> <p>第2条 法令に定めるもののほか、京田辺市教育委員会の事務部局の職員の職は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) (略)</p> <p><u>(29)</u> (略)</p> <p><u>(30)～(36)</u> (略)</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第2条 法令に定めるもののほか、京田辺市教育委員会の事務部局の職員の職は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(28) (略)</p> <p><u>(29) 学校事務職員</u></p> <p><u>(30)</u> (略)</p> <p><u>(31) 栄養士</u></p> <p><u>(32)～(38)</u> (略)</p>	<p>職の削除 号の繰上げ</p> <p>職の削除 号の繰上げ</p>

○京田辺市教育委員会職員の職の設置に関する規則

昭和50年8月5日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市教育委員会事務部局に勤務する職員をもって充てる職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職)

第2条 法令に定めるもののほか、京田辺市教育委員会の事務部局の職員の職は次のとおりとする。

- (1) 部長
- (2) 教育指導監
- (3) 副部長
- (4) 室長(部に属する室)
- (5) 参事
- (6) 課長
- (7) 担当課長
- (8) 指導主幹
- (9) 総括指導主事
- (10) 館長
- (11) 園長
- (12) 所長
- (13) 統括主幹
- (14) 室長補佐
- (15) 課長補佐
- (16) 担当課長補佐
- (17) 副館長
- (18) 係長
- (18)の2 担当係長
- (19) 館長補佐
- (20) 所長補佐

- (21) 教頭
- (21) の2 主幹
- (21) の3 総括主査
- (22) 主査
- (22) の2 専門員
- (23) 総括主任
- (23) の2 再任用主査
- (24) 主任
- (25) 指導主事
- (26) 社会教育主事
- (27) 主事
- (28) 司書
- (29) 学校事務職員
- (30) 技師
- (31) 栄養士
- (32) 教諭
- (33) 社会教育主事補
- (34) 主事補
- (35) 技師補
- (36) 司書補
- (37) 用務員
- (38) 再任用用務員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月24日から適用する。

議案第2号

京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正
について

京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
を別紙のとおり定める。

令和8年1月23日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、学校教育法の改正により創設された「主務教諭」を京田辺市立小中学校に設置することができるよう所要の改正を行うことについて、提案するものである。

京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 の一部改正について

1 趣旨

学校教育法第37条の改正により、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」が創設され、小学校、中学校等に置くことができることとなった。

そのため、京田辺市立小中学校にも主務教諭を設置することができるよう、京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則について所要の改正を行うもの。

2 改正概要

学校に置くことができる職員に主務教諭を加え、職務内容等を規定する。

3 施行日

令和8年4月1日から施行する。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則（案）

京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年京田辺市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加え、同条第3項中「主幹教諭」の次に「又は主務教諭」を加える。

第9条の6を第9条の7とし、第9条の5の次に次の1条を加える。

（主務教諭）

第9条の6 主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び上司の命を受けて教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

2 前項の規定にかかわらず、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに上司の命を受けて教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(職員)</p> <p>第9条の3 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、学校に、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、栄養教諭、講師、学校栄養職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭又は<u>主務教諭</u>を置くときは養護教諭を置かないことができる。</p> <p>(主務教諭)</p> <p>第9条の6 <u>主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び上司の命を受けて教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに上司の命を受けて教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>(学校栄養職員の職)</p> <p>第9条の7 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第9条の3 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、学校に、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を置かないことができる。</p> <p>(学校栄養職員の職)</p> <p>第9条の6 (略)</p>	<p>主務教諭の設置</p> <p>主務教諭の設置</p> <p>主務教諭の職務内容の規定等</p> <p>条の繰下げ</p>

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学期、休業日等(第2条—第4条)
- 第3章 教育活動(第5条—第8条)
- 第4章 教科用図書等(第9条・第9条の2)
- 第5章 職員組織(第9条の3—第14条の2)
- 第5章の2 共同学校事務室(第14条の3)
- 第6章 研修(第15条)
- 第6章の2 人事評価(第15条の2)
- 第7章 施設等の管理(第16条—第20条)
- 第8章 補則(第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第33条の規定に基づき、京田辺市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)の円滑かつ適正な運営を図るため、その管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学期、休業日等

(学期)

第2条 学校の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日

ア 小学校にあつては4月1日から4月6日まで

イ 中学校にあつては4月1日から4月6日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、あらかじめ京田辺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、同項第3号から第6号までに規定する期間を変更し、又は期間中に授業日を設定することができる。

3 校長は、必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、運動会、文化祭等の恒例の行事を行う場合は、あらかじめ教育委員会に届け出ることをもって足りる。

(臨時休業)

第4条 校長は、非常変災その他急迫の事情のため、臨時に授業を行わなかったときは、直ちに次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 臨時休業の期間

(2) 臨時休業の事由

(3) 臨時休業を行ったことに伴う措置

(4) その他参考となる事項

第3章 教育活動

(教育課程)

第5条 校長は、学習指導要領及び教育委員会の方針に基づいて教育課程を編成し、次に掲げる事項について、学年始めに教育委員会の承認を得なければならない。

(1) 学校の教育目標

(2) 各教科、特別の教科である道徳、小学校外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間配当

(3) 学校行事計画

(学校評価)

第5条の2 校長は、教育活動その他の学校運営に関する学校経営計画を策定しなければならない。

2 校長は、学校経営計画の実施状況を評価し、その結果を公表するものとする。

3 校長は、学校経営計画及びその実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、学校経営計画に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(情報の提供)

第5条の3 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

(校外行事)

第6条 学校における教育活動の一環として行う修学旅行、対外運動競技、水泳、キャンプその他校外行事は、その安全性、経費等を考慮しなければならない。

2 校長は、前項の校外行事の実施に当たっては、あらかじめ、実施地が市外にあるときは教育委員会に届け出し、宿泊を要するときは教育委員会の承認を受けなければならない。

(原級留置)

第7条 校長は、児童生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該児童生徒を原学年に留め置くことができる。

2 校長は、前項の措置を行ったときは、速やかに教育委員会にその旨を報告しなければならない。

(性行不良による出席停止)

第7条の2 校長は、性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

2 教育委員会は、前項に定める報告又は意見の具申を受け出席停止を命ずる場合、次の各号に掲げる手続を行わなければならない。

(1) あらかじめ保護者の意見を聴取すること。

(2) 理由、期間、児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、教育委員会名及び出席停止命令日を記載した文書を交付すること。

(3) その他教育長が必要と認めた手続

(事故の報告)

第8条 校長は、学校内に中毒その他の集団疾病、傷害、死亡等の事故が発生したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

第4章 教科用図書等

(教科用図書)

第9条 学校においては、教育委員会が採択した教科用図書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に規定する教科用図書をいう。)を使用しなければならない。

(教材の取扱い)

第9条の2 前条に定めるもののほか、学校において使用する教材の取扱いについては、京田辺市立小・中学校における使用教材の取扱いに関する規則(昭和56年京田辺市教育委員会規則第9号)によるものとする。

第5章 職員組織

(職員)

第9条の3 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、学校に、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を置かないことができる。

(主幹教諭)

第9条の4 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

2 前項の規定にかかわらず、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

(指導教諭)

第9条の5 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(学校栄養職員の職)

第9条の6 学校に、専門幹、栄養主任、主任栄養士及び栄養士を置くことができる。

2 専門幹は、上司の命を受けて特に重要な校務又は特定の範囲の校務を処理するほか、分担する校務を処理する。

3 栄養主任及び主任栄養士は、上司の命を受けて分担する校務を処理する。

4 栄養士は、上司の命を受けて学校給食の栄養に関する事項を処理する。

5 専門幹、栄養主任、主任栄養士及び栄養士は、学校栄養職員をもって充てる。

(校務分掌)

第10条 学校に、校務を分担する組織として、別表に定める部を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2 学校においては、前項に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担する組織を置くことができる。

(主任)

第10条の2 前条第1項の部に主任を置く。

2 前項の主任は、当該学校の指導教諭及び教諭(保健部の主任にあつては、養護教諭を含む。)の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命じる。

3 第1項の主任は、校長の監督を受け、その分担する校務について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 第1項の規定にかかわらず、主任の分担する校務を処理する主幹教諭を置くときは、当該校務を処理する主任を置かないことができる。

(司書教諭)

第10条の3 学校に司書教諭を置く。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

3 司書教諭は、司書教諭の講習を修了した主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭及び教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(学級担任及び教科担任)

第11条 校長は、学級を担任する職員及び教科を担任する職員を命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(時間外勤務等の処理)

第12条 職員の時間外勤務、休暇、職務に専念する義務の免除、欠勤等の処理は、校長が行う。ただし、他に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、校長の休暇、職務に専念する義務の免除、欠勤等の処理は、教育委員会が行う。

(出張)

第13条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、5日を超える場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、校長の府外への出張は、教育委員会が命ずる。

(職員会議)

第14条 校長は、その職務を補助させるため、必要と認めるときは、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

3 前2項に定めるもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。

(学校評議員)

第14条の2 学校に、校長の求めに応じ意見を述べることのできる学校評議員を置くことができる。

第5章の2 共同学校事務室

(共同学校事務室)

第14条の3 学校に、法第47条の4の規定による京田辺市立小中学校共同学校事務室(以下「共同学校事務室」という。)を置く。

2 共同学校事務室を置く学校及び当該共同学校事務室において共同で事務を処理する学校(以下「対象学校」という。)は、教育長が別に定める。

3 共同学校事務室に、室長、室長補佐及び事務室職員を置く。

4 前項に定めるもののほか、共同学校事務室に、調整担当職員を置くことができる。

5 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

6 室長補佐は、室長を補佐し、室務を整理する。

7 調整担当職員は、共同で処理する事務に係る連絡調整及び共同学校事務室に所属する職員の支援を行う。

8 室長、室長補佐、調整担当職員及び事務室職員は、対象学校の事務職員の中から、教育委員会が任命する。ただし、室長については、当該事務職員の中から任命することが困難であるときその他特別の事情があると教育委員会が認めるときは、当該事務職員以外の者を任命することができる。

9 共同学校事務室においてつかさどる事務は、次のとおりとする。

(1) 対象学校において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関すること。

(2) 対象学校の学校運営に係る事務の企画、立案、連絡調整及び渉外に関すること。

(3) 対象学校の文書の収受その他の文書管理に関すること。

(4) 対象学校の職員の給与、旅費及び福利厚生に関すること。

(5) 対象学校の児童生徒の就学援助等に関すること。

(6) 対象学校の財務及び会計に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室において処理することが効果的であると教育長が認める事務

10 室長、室長補佐、調整担当職員及び事務室職員は、対象学校の効果的かつ円滑な学校運営に資するため、連絡調整を図り、相互に協力するように努めなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、共同学校事務室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第6章 研修

(研修)

第15条 校長は、職員がその職責を遂行するために必要な研修の実施に努めなければならない。

2 校長は、学年始めに、当該年度の研修計画及び前年度の研修状況を教育委員会に報告するものとする。

第6章の2 人事評価

第15条の2 職員は、学校経営計画を円滑に実施するため、自己目標を設定し、その達成状況等を自己評価しなければならない。

2 校長及び教頭は、前項の達成状況等により、職員の人事評価をしなければならない。

3 校長は、第1項の自己目標の設定状況及び前項の人事評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、人事評価に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第7章 施設等の管理

(施設等の管理)

第16条 校長は、学校の施設及び設備(以下「施設等」という。)の管理を統括し、その整備保全に努めなければならない。

(台帳)

第17条 校長は、施設等に関する台帳を備え、その現況を明らかにしておかなければならない。

(亡失又は毀損)

第18条 校長は、施設等の全部又は一部が亡失し、又は毀損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。ただし、軽微と認められるものについては、この限りでない。

(施設等の利用)

第19条 校長は、施設等を社会教育その他公共のために利用させるときは、法令の定めるところのほか、長期又は異例の場合は、教育委員会の指示を受けなければならない。

(防災の計画)

第20条 校長は、学年始めに学校の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 防災の分担は、校長が定める。

第8章 補則

(補則)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 田辺町立小中学校の教職員の勤務時間等に関する規則(昭和47年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

3 田辺町立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程(昭和31年教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項、第6号中「学校又は」第7項中「学校又は」をそれぞれ削る。

附 則(昭和59年5月7日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月1日教委規則第1号)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 田辺町立小学校及び中学校における校務を分担する組織等に関する規則(昭和55年田辺町教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成4年7月30日教委規則第2号)

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成7年2月22日教委規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成14年1月8日教委規則第1号)

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教委規則第8号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月10日教委規則第2号)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第10条の3第1項の規定にかかわらず、学校図書館法(昭和28年法律第185号)附則第2項に定める学校には、司書教諭を置かないことがある。

附 則(平成17年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月28日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日教委規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月14日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日教委規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日教委規則第6号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月27日教委規則第14号)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

別表(第10条関係)

小学校における校務を分担する組織

名称	分担する校務
教務部	教育計画の立案その他の教務に関する事項
学年部	当該学年の教育活動に関する事項
保健部	学校における保健に関する事項

中学校における校務を分担する組織

名称	分担する校務
教務部	教育計画の立案その他の教務に関する事項
学年部	当該学年の教育活動に関する事項
保健部	学校における保健に関する事項
生徒指導部	学校指導に関する事項
進路指導部	生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項

備考

- 1 この表に規定する組織は、本校及び分校に置く。
- 2 「学年部」については、同学年の児童又は生徒で編制する学級数が3以上の学年に置く。

議案第3号

京田辺市立学校施設開放条例施行規則の制定について

京田辺市立学校施設開放条例施行規則を別紙のとおり定める。

令和8年1月23日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市立学校施設開放条例の施行に関して必要な事項を定めるため、提案するものである。

京田辺市立学校施設開放条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、京田辺市立学校施設開放条例（令和7年京田辺市条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（管理責任）

第3条 開放施設の校長は、学校施設開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

（開放の日時）

第4条 学校施設開放の日時は、開放施設の校長と事前に調整を図り、教育委員会が定める。

（団体登録）

第5条 学校施設開放を利用しようとする者は、毎年度、学校施設開放利用団体登録申請書（別記様式第1号）に団体を構成する者が分かる書類を添えて、教育長に申請し、登録を受けなければならない。

2 前項に規定する登録の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

（1） 10人以上の者で構成し、その過半数が本市内に在住し、在学し、又は通勤する者である団体

（2） 成人の監督者を有し、使用責任者が明確な団体

3 教育長は、第1項の規定による申請があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、学校施設開放利用団体登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。

（利用の申請）

第6条 学校施設開放を利用しようとする者は、利用月の前月の20日までに学校施設開放利用許可申請書（別記様式第3号）を教育長に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。ただし、インターネットを利用した申請（以下「インターネット申請」という。）による場合は、別に定めるところによる。

（利用許可の通知）

第7条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、その可否を決定し、学校施設開放利用許可書（別記様式第4号）又は学校施設開放利用不許可通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。ただし、インターネット申請を行った場合は、別に定める方法により通知するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（京田辺市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の廃止）

3 京田辺市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（令和3年京田辺市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

（京田辺市立学校等施設使用規則の一部改正）

4 京田辺市立学校等施設使用規則（昭和28年京田辺市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「京田辺市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（令和3年京田辺市教育委員会規則第6号）」を「京田辺市立学校施設開放条例（令和7年京田辺市条例第31号）」に改める。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

学校施設開放利用団体登録申請書

京田辺市立学校施設開放条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり 年度学校施設利用団体の登録を申請します。

団体名				
利用学校				
利用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 運動場	利用目的 ・種目		
団体代表者	フリガナ 氏名			
	住所	〒		
	電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯)	
	メールアドレス			
事務担当者 (事務担当者が団体 代表者と異なる場合 に記入)	フリガナ 氏名			
	住所	〒		
	電話番号 (自宅)		電話番号 (携帯)	
	メールアドレス			
団体の人数	人			
備考				

様式第2号（第5条関係）

学校施設開放利用団体登録証

登録番号		
団体名		
利用学校		
団体代表者	氏名	
	住所	

上記の団体は、 年度学校施設開放利用登録団体であることを証明します。

年 月 日

京田辺市教育委員会教育長



注意事項

- 1 この登録証は、責任者が所持し、関係者の請求があれば提示すること。
- 2 この登録証を他の団体に貸与してはならない。
- 3 この登録証を紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出ること。

年 月 日

（あて先）京田辺市教育委員会教育長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

学校施設開放利用許可申請書

京田辺市立学校施設開放条例施行規則第6条の規定により、次のとおり学校施設開放を利用したいので、申請します。

月分	団体名	
	利用学校	
利用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 運動場	利用目的 ・種目
利用日時	①	日 () 時 分～ 時 分
	②	日 () 時 分～ 時 分
	③	日 () 時 分～ 時 分
	④	日 () 時 分～ 時 分
	⑤	日 () 時 分～ 時 分
	⑥	日 () 時 分～ 時 分
	⑦	日 () 時 分～ 時 分
	⑧	日 () 時 分～ 時 分
	⑨	日 () 時 分～ 時 分
	⑩	日 () 時 分～ 時 分

様

京田辺市教育委員会教育長



学校施設開放利用許可書

年 月 日付けで申請のあった学校施設開放の利用については、次のとおり許可することに決定したので、通知します。

月分	団体名				
	利用学校				
利用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 運動場		利用目的 ・種目		
利用日時	①	日 ()	時	分～	時 分
	②	日 ()	時	分～	時 分
	③	日 ()	時	分～	時 分
	④	日 ()	時	分～	時 分
	⑤	日 ()	時	分～	時 分
	⑥	日 ()	時	分～	時 分
	⑦	日 ()	時	分～	時 分
	⑧	日 ()	時	分～	時 分
	⑨	日 ()	時	分～	時 分
	⑩	日 ()	時	分～	時 分
許可の条件	京田辺市立学校施設開放条例の規定を遵守すること。				
使用料					

様

京田辺市教育委員会教育長



学校施設開放利用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった学校施設開放の利用については、次のとおり不許可と決定しましたので、通知します。

不許可の理由

月分	団体名	
	利用学校	
利用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 柔道場 <input type="checkbox"/> 運動場	利用目的・種目
利用日時	①	日（ ） 時 分～ 時 分
	②	日（ ） 時 分～ 時 分
	③	日（ ） 時 分～ 時 分
	④	日（ ） 時 分～ 時 分
	⑤	日（ ） 時 分～ 時 分

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京田辺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京田辺市を被告として（訴訟において京田辺市を代表する者は京田辺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

議案第4号

議案（財産処分について）に対する意見について

議案（財産処分について）に対する市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月23日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、議案（財産処分について）に対する市長からの意見聴取について、審議結果を回答するため提案するものである。

(案)

京 教 学 第 1 2 8 4 号
令和8年(2026年)1月 日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市教育委員会

議案（財産処分について）に対する意見聴取について（回答）

令和7年12月23日付け京教学第1284号で意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり意見します。

記

意見はありません。



京 教 学 第 1 2 8 4 号
令和7年(2025年)12月23日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇

議案（財産処分について）に対する意見聴取について（照会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

議案第 号

財産処分について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり使用済タブレット端末を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、GIGAスクール構想(第2期)の推進として、京田辺市立小学校及び中学校で学習に供するためのタブレット端末を更新したことに伴い、既存のタブレット端末のうち、不用となるものを処分するため、提案するものである。

1 処分する財産及び数量

使用済タブレット端末（附属品を含む現状有姿品） 6, 183台

2 引渡し場所

京田辺市立小学校、中学校及び京田辺市教育委員会事務局

3 処分の相手方

所在地 愛知県大府市柘山町三丁目33番地

法人名 リネットジャパンリサイクル株式会社

代表取締役 黒田 武志

4 処分の方法

制限付一般競争入札

5 処分の金額

34,006,500円

入札結果表

(物件名) 京田辺市立小中学校使用済タブレット端末売払 (単価契約)

入札担当所属	教育部学校教育課				
種 別	物品 (備品)	購入担当所属	教育部学校教育課		
入札日時場所	令和7年12月1日		京田辺市役所 302会議室		
入札区分	制限付 一般競争入札	契約期間	契約締結日から 令和8年8月31日まで		
物件概要	市立小中学校で使用したタブレット端末について、附属品を含む現状有姿品での売払。 なお、データ消去等の適正な処分が可能な認定事業者 (法人) に限り、あらかじめ資格を定めて行う制限付一般競争入札により実施する。 予定数量を定める単価契約 (予定数量 6,183 台×契約単価 5,000 円)				
税抜予定価格	30,915,000 円	入札参加業者数	1 社	最低制限価格	無

落札業者	住 所	愛知県大府市柘山町三丁目33番地			
	業者名	リネットジャパンリサイクル株式会社			
	代表者	代表取締役 黒田 武志			
落札金額	34,006,500 円 (税込)	入札結果	落札		

	業者名	入札書記載金額 (第1回)	入札書記載金額 (第 回)	判定
1	リネットジャパンリサイクル株式会社	30,915,000		落札

議案第5号

議案（京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正について）に対する意見について

議案（京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正について）に対する市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月23日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、議案（京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正について）に対する市長からの意見聴取について、審議結果を回答するため提案するものである。



令和8年(2026年) 月 日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会
[公 印 省 略]

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する
条例の一部を改正する条例（案）に対する意見聴取について（回答）

令和7年12月19日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記
のとおり回答します。

記

意見はありません。



令和7年(2025年)12月19日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上 村 崇
[公印省略]

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する
条例の一部を改正する条例(案)に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2
9条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例 の一部改正について

1 趣旨

令和9年4月1日付けで「京田辺市立松井ヶ丘幼稚園」を「京田辺市立大住こども園」に統合するため、京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正を行うもの

2 改正概要（本則関係）

- ・松井ヶ丘幼稚園の名称及び設置場所を削除する（別表関係）。

3 施行日

令和9年4月1日

4 その他（附則関係）

- ・準備行為に関する規定を設ける（附則第2項関係）。
- ・在園児に関する経過措置を設ける（附則第3項関係）。

京田辺市条例第 号

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表3の項を次のように改める。

3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本73番地
	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内57番地1
	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4番地1
	(4) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠51番地
	(5) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6番地3

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 幼稚園の廃止の届出その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(在園児に関する経過措置)

- 3 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる幼稚園に在籍している者（施行日に小学校就学の始期に達する者を除く。）は、施行日の前日までに当該者の保護者から別段の申出がない限り、同表の右欄に掲げるこども園に入園したものとみなす。

京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市立大住こども園
--------------	-------------

京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現行			改正理由
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）			
区分	名称	設置場所	区分	名称	設置場所	
1 小学校	(1)～(9) (略)	(略)	1 小学校	(1)～(9) (略)	(略)	
2 中学校	(1)～(3) (略)	(略)	2 中学校	(1)～(3) (略)	(略)	
3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本73番地	3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本73番地	
	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内57番地1		(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内57番地1	
	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4番地1		(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4番地1	
	(4) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠51番地		(4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市大住上西野20番地5	
	(5) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6番地3		(5) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠51番地	
				(6) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6番地3	

議案第6号

京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、別紙の者を京田辺市生涯学習推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月23日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、本市生涯学習推進協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年1月23日から令和9年5月31日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
各種関係団体を代表する者	北尾 高亨	社会福祉協議会
各種関係団体を代表する者	溝渕 久美子	民生児童委員協議会

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
各種関係団体を代表する者	西川 登	社会福祉協議会
各種関係団体を代表する者	岡本 由美子	民生児童委員協議会

参考資料

京田辺市生涯学習推進協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・ 任命の 別	新任・ 再任の 別	備考
柳田 昌彦	各種審議会を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		会長
木下 静子	その他教育委員会が適当と認める者	R6.12.21 ～R8.12.20	委嘱		副会長
国重 昂平	市議会議員	R7.6.21 ～R9.6.20	委嘱		
森田 日臣	地域を代表する者	R7.6.21 ～R9.6.20	委嘱		
戸邊 智子	各種審議会を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
香村 和雄	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
香村 毅	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
林田 仁美	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
芹澤 雄一	各教育関係機関を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
田中 尚美	各教育関係機関を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
樋口 純平	学識経験のある者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
吉村 尊成	その他教育委員会が適当と認める者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
大日方重利	その他教育委員会が適当と認める者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱		
西川 登	各種関係団体を代表する者	R8.1.23 ～R9.5.31	委嘱	新任	
岡本 由美子	各種関係団体を代表する者	R8.1.23 ～R9.5.31	委嘱	新任	

○京田辺市附属機関設置条例（抄）

平成26年3月28日

条例第1号

改正 平成29年6月28日条例第15号

平成30年3月28日条例第4号

平成31年3月27日条例第1号

令和4年3月31日条例第12号

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）（抄）

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
教育委員会	京田辺市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項を協議すること。 （1） 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。 （2） 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。 （3） その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員会	次に掲げる事項 （1） 就学相談に必要な検査及び調査に関すること。 （2） 教育相談に関すること。	50人以内	2年

	<p>(3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。</p> <p>(5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>		
--	---	--	--

○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成26年4月1日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第7号

京田辺市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和20年法律第207号）第15条の規定により、別紙の者を京田辺市社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年1月23日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（提案理由）

本件は、社会教育委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年1月23日から令和8年5月31日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
家庭教育の向上に資する活動を行う者	西津 恵子	京田辺市民生児童委員協議会

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
家庭教育の向上に資する活動を行う者	奥西 康宏	京田辺市民生児童委員協議会

参考資料

京田辺市社会教育委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
田中 正和	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		委員長
姫路 桂子	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		副委員長
寺西 章郎	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
沖田 行司	専門的な知識経験を有する者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
林 孝二	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
岡嶋 一晃	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
木崎 房	学校教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
田所 祐史	専門的な知識経験を有する者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
眞部 祐子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
山際 雅詩	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
田中 尚美	学校教育の関係者	R7. 5. 21 ～R8. 5. 31	委嘱		
奥西 康宏	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R8. 1. 23 ～R8. 5. 31	委嘱	新任	

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○京田辺市社会教育委員に関する条例

昭和45年7月4日

条例第17号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに専門的な知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、20名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の事情があるときは、任期中であっても、解嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、京田辺市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。